

## 福岡県公衆浴場燃料高騰緊急支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 知事は、コロナ禍における原油価格高騰等に伴い燃料費が高騰している状況を踏まえ、物価統制令(昭和21年勅令第118号)に基づき入浴料金の上限額が定められている普通公衆浴場の負担を軽減し、経営の安定化と衛生水準の維持向上を図るため、福岡県公衆浴場燃料高騰緊急支援事業費補助金(以下、「補助金」という。)を予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則(昭和33年福岡県規則第5号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱で、普通公衆浴場とは、公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第2条第1項の規定により営業許可を受けている公衆浴場のうち、福岡県公衆浴場法施行条例(昭和63年福岡県条例第3号)第2条第1項に規定するものをいう。

### (交付の対象)

第3条 補助金の交付の対象は、福岡県内において普通公衆浴場の営業許可を受け、申請日時点で営業の実態及び営業を継続する意思があるもの(以下「事業者」という。)とする。

2 前項の規定に関わらず、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴対法第2条第6号に規定する暴力団員が役員となっている団体
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員となっている団体
- (4) 次に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体
  - ア 暴力団員が事業主又は役員に就任している団体
  - イ 暴力団員が実質的に運営している団体
  - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している団体
  - エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら、その者と商取引に係る契約を締結している団体
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与している団体
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している団体

### (補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、令和4年4月1日から令和5年3月15日の期間(以下、「補助対象期間」という。)に浴槽水等の加温など浴場業の営業のために購入した燃料(原油価格高騰等に伴い価格が高騰している燃料に限る)に係る経費のうち、令和元年度からの上昇分(燃料別増減額の合計)を対象とする。

ただし、この期間中に燃料高騰の影響を加味し物価統制令に基づく入浴料金が改定された場合の補助対象期間の取り扱いについては、別に定めるものとする。

### (交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、補助対象経費に2分の1を乗じた額とする。ただし、算出された額に、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付の決定に当たっては、次に掲げる条件を付すものとする。

- (1) この補助金は、その交付の目的に反して使用してはならない。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) この補助事業により取得した財産は、知事の承認を受けずに、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保の用に供してはならない。  
ただし、補助金の交付目的及び耐用年数を勘案し、当該財産の耐用年数が減価償却の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める耐用年数を経過した場合を除く。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (6) 事業者は、この補助金と重複して他の法律又は予算制度に基づく補助を受けてはならない。

(年間燃料使用量計画書)

第7条 補助金の交付を受けようとする事業者は、知事が別に定める期日までに福岡県公衆浴場燃料高騰緊急支援事業費補助金年間燃料使用量計画書(様式第1号)を知事に提出し、補助対象期間に購入する燃料使用量の見込みを報告しなければならない。

(交付申請、実績報告及び請求)

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、知事が別に定める期日までに、福岡県公衆浴場燃料高騰緊急支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書(様式第2号)に次に掲げる書類を添付し、知事に提出しなければならない。

- (1) 申請金額の内訳(別紙1)
- (2) 燃料の使用量、購入額等が確認できる書類
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 事業者は、前項の規定による申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

(交付決定)

第9条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、福岡県公衆浴場燃料高騰緊急支援事業費補助金交付決定通知書(様式第3号)により事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

(申請の取下げ)

第10条 補助金の交付を申請した事業者が当該申請の取下げをできる期間は、交付決定を受けるまでとする。

(交付の方法)

第11条 この補助金は、精算払いの方法により交付するものとする。

(事業の中止又は廃止)

第12条 事業者は、事業を中止又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(交付決定の取り消し等)

第13条 知事は、事業者が第3条第2項に規定する団体であることが判明した場合、第6条に規定する条件に違反した場合又は不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、書面により事業者に通知するとともに、事業者に対し補助金の返還を命ずるものとする。

(額の確定)

第14条 補助金の額の確定に係る通知は、第9条第1項による様式第3号が交付決定の通知と兼ねる。

(状況報告及び調査)

第15条 事業者は、補助事業の遂行又は支出状況について知事の要求があったときは、速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告を受け、必要があると認めるときは、関係書類その他必要な事項を調査することができる。

(消費税等仕入額控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 第8条第2項ただし書きの規定により、補助金の交付申請をし、第14条の規定による補助金の額の確定通知を受けた場合は、消費税等の申告により補助金に係る消費税等に係る消費税等仕入控除税額が確定したとき(消費税等仕入控除税額が0円の場合も含む。)は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(様式第4号)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

2 前号の報告があったときには、同号の補助金に係る消費税等に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第17条 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して、5年間整備保管しておかななければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月5日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。